

築上町告示第53号

令和元年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和元年7月29日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和元年8月5日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

北代 恵君	江本 守君
吉原 秀樹君	池永 巖君
宗 晶子君	鞆野 希昭君
池亀 豊君	田原 宗憲君
塩田 文男君	工藤 久司君
武道 修司君	信田 博見君
丸山 年弘君	田村 兼光君

○応招しなかった議員

令和元年 第2回 築上町議会臨時会会議録 (第1日)

令和元年8月5日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和元年8月5日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第2号 築上町議会議長の選挙について

追加日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第2 会期の決定

追加日程第3 選挙第3号 築上町議会副議長の選挙について

追加日程第4 議席の指定

追加日程第5 諸般の報告

①議長の報告

・提出された案件等の報告

追加日程第6 築上町議会常任委員会委員の選任について

追加日程第7 築上町議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 発議第2号 築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第9 発議第3号 築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について

追加日程第10 発議第4号 築上町議会研修委員会の設置に関する決議について

追加日程第11 発議第5号 住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第12 選挙第4号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

追加日程第13 選挙第5号 京築地区水道企業団議会議員の選挙について

追加日程第14 選挙第6号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙について

追加日程第15 議案第64号 専決処分について (令和元年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について)

追加日程第16 議案第65号 築上町公平委員会委員の選任について

追加日程第17 議案第66号 築上町監査委員の選任について

追加日程第18 築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第19 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第20 築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第2号 築上町議会議長の選挙について

追加日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第2 会期の決定

追加日程第3 選挙第3号 築上町議会副議長の選挙について

追加日程第4 議席の指定

追加日程第5 諸般の報告

①議長の報告

・提出された案件等の報告

追加日程第6 築上町議会常任委員会委員の選任について

追加日程第7 築上町議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 発議第2号 築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第9 発議第3号 築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について

追加日程第10 発議第4号 築上町議会研修委員会の設置に関する決議について

追加日程第11 発議第5号 住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第12 選挙第4号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

追加日程第13 選挙第5号 京築地区水道企業団議会議員の選挙について

追加日程第14 選挙第6号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙について

追加日程第15 議案第64号 専決処分について（令和元年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）

追加日程第16 議案第65号 築上町公平委員会委員の選任について

追加日程第17 議案第66号 築上町監査委員の選任について

追加日程第18 築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第19 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第20 築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（14名）

1番 北代 恵君

2番 江本 守君

3番 吉原 秀樹君

4番 池永 巖君

5番 宗 晶子君

6番 鞆野 希昭君

7番 池亀 豊君

8番 田原 宗憲君

9番 塩田 文男君 10番 工藤 久司君
11番 武道 修司君 12番 信田 博見君
13番 丸山 年弘君 14番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者兼会計課長	永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君
生涯学習課長	古市 照雄君	監査事務局長	横内 秀樹君

午前10時00分開会

○事務局長（西田 哲幸君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の西田哲幸です。定刻の10時になりましたので、令和元年第2回築上町議会臨時会を開催させていただきたいと思いますが、開催前に新川町長から御挨拶の申し出がありましたので、これをお受けしたいと思いません。

新川町長、よろしく願いいたします。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。暑い本当に盛夏の時期になってまいりました。そして、また、きょうは、令和元年の新しい選挙後の臨時議会ということで御参集をいただきまして、ありがとうございます。本当に皆さんには、はえある当選ということで、厳しい暑

い中の選挙戦を勝ち抜いてきて、本日の議会となりましたことをまず、お祝いを申し上げます。おめでとうございます。

築上町ということで、合併してから14年目を迎えております。その中で少しずつでございますが、町の整備、そして、また、政策ということで、町民の利便性、それから、健康で文化的な生活を開ける、極力頑張ってきております。また、皆さんの御理解を得ながらやってきたという形でございますが、今後とも、町財政が非常にやっぱり逼迫してきております。1番の原因はやっぱり人口減。これを何とか食い止めなければいけないというようなことでございますけれども、日本全国的に人口減少は必ずこれは起きるということでございますので、本町も総合計画の中では現状維持をとということで、委員さんも考えて提言をしていただいております。しかし、少しずつ、まだ減少傾向にございます。この減少を少しでも、減少しても、これはもう世の流れということを考えて、縮充という、縮んでも充実した町政をとということで考えておりますので、また、議会の皆さんには、新しいいろんな政策の提言をしてみたいと、このように考えておるところでございますし、また、議員の皆さんも、議会提案権ということがございますので、積極的に議員提案をしていただきながら、よいまちづくりに御協力いただければ幸いに存ずるところでございます。

それでは、4年間皆さんが議会議員ということで活動していただくこととなりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、きょう本日開会の挨拶とさせていただきます。

○**事務局長（西田 哲幸君）** ここで、初の議会ということで、議員さん並びに町執行部の自己紹介をしていただきたいと思います。

まず、初めに、議員さんからお願いします。仮議席1番にお座りの議員さんから、順次自己紹介をお願いいたします。

○**議員（仮議席1番 北代 恵君）** おはようございます。北代恵と申します。この議会では最年少となりますが、若い力を使って、精いっぱい努力して頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○**議員（仮議席2番 江本 守君）** 初めまして。私、全盲の障害者であります。議員さんを初め、特に職員の皆様に多大な迷惑をかけると思いますけれども、御容赦願ひ、こういう立場から、いろいろと町のほうには提言することがある。障害があるからこそ、わかるということで、障害の付加を踏まえた立場で、一所懸命頑張っています。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○**議員（仮議席3番 吉原 秀樹君）** このたびは、初当選いたしました吉原秀樹と申します。今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○**議員（仮議席4番 池永 巖君）** 議会新人の池永巖と申します。船迫地区から出馬しております。よろしくお願いいたします。（拍手）

- 議員（仮議席５番 宗 晶子君） 宗晶子でございます。皆様方とよりよい町政を目指せることを大変うれしく思います。どうか、よろしく願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席６番 鞆野 希昭君） ２期目の鞆野希昭です。心機一転また頑張ってみますので、よろしく願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席７番 池亀 豊君） ２期目の池亀豊です。４年間全力を尽くして頑張りたいと思います。よろしく願いします。（拍手）
- 議員（仮議席８番 田原 宗憲君） 田原宗憲でございます。どうぞよろしく願いします。（拍手）
- 議員（仮議席９番 塩田 文男君） 塩田文男です。一所懸命頑張っていきたいと思います。よろしく願いします。（拍手）
- 議員（仮議席１０番 工藤 久司君） おはようございます。工藤久司と申します。これからもよろしく願いします。（拍手）
- 議員（仮議席１１番 武道 修司君） 武道修司です。初心に返り、しっかりと町政のために頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。（拍手）
- 議員（仮議席１２番 信田 博見君） おはようございます。信田博見でございます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席１３番 丸山 年弘君） いつもお世話になっております。伝法寺の丸山です。どうかよろしく願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席１４番 田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。皆さん御存知のように議会の古株で、初心に返りまして、皆さんと同じように、世のために一所懸命頑張りたいと思います。どうかよろしく願いします。（拍手）
- 事務局長（西田 哲幸君） どうもありがとうございました。
次に、執行部の自己紹介をお願いします。
順次、町長、副町長、各課長の順番でお願いします。
では、町長から改めてお願いいたします。
- 町長（新川 久三君） 町長の新川でございます。よろしく願いします。（拍手）
- 副町長（八野 紘海君） おはようございます。副町長の八野と申します。よろしく願いします。（拍手）
- 会計管理者兼会計課長（永野 賀子君） 会計管理者兼会計課長の永野と申します。よろしく願いいたします。（拍手）
- 総務課長（元島 信一君） 総務課長の元島と申します。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

- 財政課長（椎野 満博君） 財政課長の椎野と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）
- 企画振興課長（種子 祐彦君） 企画振興課長の種子と申します。よろしくお願ひいたします。
（拍手）
- 税務課長（今富 義昭君） おはようございます。税務課長の今富と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）
- 人権課長（神崎 博子君） おはようございます。人権課長の神崎と申します。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）
- 生涯学習課長（古市 照雄君） おはようございます。生涯学習課長の古市照雄です。よろしくお願ひします。（拍手）
- 学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課長の野正と申します。よろしくお願ひします。（拍手）
- 監査事務局長（横内 秀樹君） 監査事務局長の横内と言ひます。よろしくお願ひします。（拍手）
- 住民課長（吉川 千保君） おはようございます。住民課長の吉川と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）
- 総合管理課長（石井 紫君） おはようございます。総合管理課長の石井と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）
- 環境課長（武道 博君） 環境課長の武道と申します。よろしくお願ひします。（拍手）
- 福祉課長（首藤 裕幸君） おはようございます。福祉課長の首藤と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）
- 産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課長の鍛冶と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）
- 建設課長（神崎 秀一君） 建設課長の神崎と申します。よろしくお願ひします。（拍手）
- 都市政策課長（竹本 信力君） おはようございます。都市政策課長の竹本と申します。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）
- 上下水道課長（福田 記久君） おはようございます。上下水道課長の福田です。よろしくお願ひします。（拍手）
- 事務局長（西田 哲幸君） どうもありがとうございます。

本日は、亀田教育長は欠席しております。

それでは、臨時会に入らせていただきます。

本臨時会は、築上町議会議員一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の議員は、丸山年弘議員になります。

丸山年弘議員に、議長席に御登壇をお願いいたします。それでは、丸山年弘臨時議長、よろしくをお願いいたします。

〔臨時議長 丸山 年弘君議長席に着く〕

○臨時議長（丸山 年弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました丸山年弘でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから令和元年第2回築上町臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（丸山 年弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席のとおり指定しております。

日程第2. 選挙第2号

○臨時議長（丸山 年弘君） 日程第2、選挙第2号築上町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（丸山 年弘君） ただいまの出席議員は14名です。

仮議席2番、江本守議員さんについては、代理投票の申し出がありましたので、許可をしたいと思います。事務局2名で代理投票を行います。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人、仮議席1番、北代恵議員、仮議席3番、吉原秀樹議員を指名いたします。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（丸山 年弘君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名で行います。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（丸山 年弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（丸山 年弘君） ないようですね。それでは、記入してください。記入しましたら順次投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（丸山 年弘君） これで投票を終わります。

立会人の方は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（丸山 年弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、無効投票なし。有効投票のうち、武道修司議員7票、信田博見議員7票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、有効得票数の4分の1です。したがって、3.5票であり、武道修司議員と信田議員の得票数はいずれもこれを超えております。武道修司議員と信田博見議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法95条第2項の規定を準用しまして、くじで当選人を決定することになっています。同数の武道議員、信田議員と立会人の北代議員、吉原秀樹議員、前へお願いします。

それでは、1回目のくじを引く順序を決めるくじでございます。2回目のくじで当選人が決定するわけでございます。

まずは、くじを引く順序を定めるくじを行います。

それでは、お願いします。

くじは1から5まであります。1が小さく、5が大きい数字となります。当選人を定めるくじの際、小さい数字のくじを引かれた人は1番目にくじを引き、大きいくじを引かれた方が2番目にくじを引く。順序はそういうふうです。

〔両議員抽せん棒を引く〕

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、くじを引く順序が決定しました。小さい数字のくじを引きましたのは信田さん、信田議員です。大きい数字のくじを引かれた方は武道さん、以上のとおりです。

ただいまのくじ引きによる順番で、当選人を決定するくじを行います。小さい数字のくじを引いた信田議員が1番目にくじを引きます。大きい数字のくじを引いた武道議員は2番目にくじを引くようになります。

では、ただいまより、くじ引き順序により当選人を決定するくじを行います。小さい数字のく

じを引かれた信田議員からお願いします。

〔両議員抽せん棒を引く〕

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、くじの結果を報告します。

くじの結果は、武道修司議員が当選人と決定いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（丸山 年弘君） ただいま議長に当選されました武道修司議員が議場におられますので、会議規則第33条の規定により、当選の告知をいたします。

つきましては、議長の当選並びに承諾の御挨拶を前の演台でお願いをいたします。

○議員（仮議席11番 武道 修司君） ただいま議長に選任をされました武道でございます。議会運営はもちろんのこと、町全体の活性化に向けて、特に議会の活性化に向けて、しっかりと頑張っていきたいというふうに思いますので、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、議長は議長席に登壇ください。

以上で臨時議長の職務を終わらせていただきます。それでは、議長の席をおります。

暫時休息をいたします。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○事務局長（西田 哲幸君） 事務局からですが、臨時議長から暫時休憩ということでありますので、一旦休憩して、新議長の打ち合わせを行います。再開は10時40分からとします。よろしくをお願いいたします。

午前10時25分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日のこれからの議事日程は、お手元に配付のとおりです。

.....
追加日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、仮議席4番、池永巖議員、仮議席5番、宗晶子議員を指名いたします。

.....
追加日程第2. 会期の決定

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。

追加日程第3. 選挙第3号

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第3、選挙第3号築上町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、仮議席6番、鞆野希昭議員、仮議席7番、池亀豊議員を指名いたします。

投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（**武道 修司君**） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、記入しましたら、順次投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（**武道 修司君**） 選挙の投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、塩田文男議員7票、工藤久司議員7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は有効得票数の4分の1です。したがって、3.5票であり、塩田文男議員と工藤久司議員の得票数は、いずれもこれを超えております。塩田文男議員と工藤久司議員

の得票率は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。同数の塩田文男議員、工藤久司議員と立会人の鞆野希昭議員、池亀豊議員は、前へお願いいたします。

それでは、1回目のくじは、くじを引く順番を決め、2回目のくじは当選人を決定するものです。くじは抽せん棒で行います。

まず、くじを引く順番を決めるくじです。くじは1番から5番まであります。1は小さく、5が大きい数字となります。当選人を定めるくじの際、小さい数字のくじを引かれた人が1番目のくじを引き、大きいくじを引かれた人が2番目のくじを引きます。

〔両議員抽せん棒を引く〕

○議長（**武道 修司君**） くじを引く順序が決定いたしました。小さい数字のくじを引きましたのは塩田文男議員、大きい数字のくじを引いたのは工藤久司議員、以上です。

ただいまのくじ引きにより順番で当選人を決定するくじを行います。小さい数字のくじを引いた塩田文男議員が1番目に引き、大きい数字のくじを引いた工藤久司議員が2番目に引きます。小さい数字の方が当選人となります。

それでは、まず、最初に、塩田文男議員から。

〔両議員抽せん棒を引く〕

○議長（**武道 修司君**） くじの結果を報告します。くじの結果は、2番が工藤久司議員、5番が塩田文男議員で、2番の引かれた工藤久司議員が当選人と決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいま副議長に当選されました工藤久司議員が議場におられますので、会議規則第33条の規定により、当選の告知をいたします。

つきましては、副議長の当選並びに承諾の御挨拶を前の演台でお願いをいたします。

○議員（**仮議席10番 工藤 久司君**） ただいま副議長の拝命を受けました工藤でございます。月並みではございますが、議長を支えながら、築上町議会をもっともっと皆さんに周知しながら、よりよい議会を（ ）ていきたいと思っております。今後ともよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（**武道 修司君**） ここで休憩をとって、全員協議会を行いますので、暫時休憩をします。それでは、議員の皆さん、委員会室のほうによろしくお願い致します。

午前10時52分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4. 議席の指定

○議長（武道 修司君） 追加日程第4、議席の指定を行います。

議席については、会議規則第4条第3項の規定によって、お手元に配付しております議席表のとおりとします。

なお、本日は、議場整理のため仮議席で運営をさせていただきたいと思っております。
よろしく願いをいたします。

追加日程第5. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 追加日程第5、諸般の報告をいたします。

本日提案されています案件は、お手元に配付していますように発議第2号外16件です。

お諮りします。追加日程第6、築上町議会常任委員会委員の選任についてから、追加日程第20、築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査についてまでを、本日即決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会常任委員会委員の選任についてから築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査についてまでを、本日即決することに決定をいたしました。

追加日程第6. 築上町議会常任委員会委員の選任について

○議長（武道 修司君） 追加日程第6、築上町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり、総務産業建設常任委員会委員に吉原秀樹議員、池永巖議員、鞆野希昭議員、田原宗憲議員、塩田文男議員、工藤久司議員、信田博見議員を、厚生文教常任委員会委員に北代恵議員、江本守議員、宗晶子議員、池亀豊議員、武道修司議員、丸山年弘議員、田村兼光議員を選任することに決定をいたしました。

なお、議長の私は、厚生文教常任委員会の所属となります。

ここで一旦休憩をいたします。

午後 3 時18分休憩

.....

午後 3 時19分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、議事を再開いたします。

御報告いたします。各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、御報告いたします。

総務産業建設常任委員会の委員長に塩田文男議員、副委員長に田原宗憲議員と決定をしました。厚生文教常任委員会の委員長に田村兼光議員、副委員長に池亀豊議員。以上のとおり互選をされたことについて御報告がありましたので、ここで報告をいたします。

.....

追加日程第 7. 築上町議会運営委員会委員の選任について

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第 7、築上町議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付しております名簿のとおり、池亀豊議員、田原宗憲議員、塩田文男議員、田村兼光議員、工藤久司議員を選任することに決定をいたしました。

ここで一旦休憩をいたします。

午後 3 時20分休憩

.....

午後 3 時21分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、議事を再開いたします。

ここで報告します。築上町議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、御報告をいたします。

築上町議会運営委員会の委員長に塩田文男議員、副委員長に田村兼光議員。以上のとおり互選されたことについて報告がありましたので、ここで報告をいたします。

.....

追加日程第 8. 発議第 2 号

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第 8、発議第 2 号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。西田事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第2号築上町議会基地対策委員会の設置に関する決議について。標記について、別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和元年8月5日。提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田文男議員。

○議員（仮議席9番 塩田 文男君） 発議第2号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議。

築上町に位置する築域基地に関する調査・研究並びに具体的な要望を行うもので、行政や住民と一体となって、防音対策などに取り組み、住民の安全確保の対策を検討するものであります。

また、在日米軍再編に係る訓練移転など、築域基地が多岐にわたり新たな局面を迎えており、関係自治体との連携も強化、活動することを含め設置するものであります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより発議第2号について、採決を行います。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました築上町議会基地対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によってお手元に配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。

よって、築上町議会基地対策特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり、北代恵議員、吉原秀樹議員、池永巖議員、宗晶子議員、鞘野希昭議員、田原宗憲議員、塩田文男議員、信田博見議員を選任することに決定をいたしました。

追加日程第9号 発議第3号

○議長（武道 修司君） 追加日程第9号、発議第3号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第3号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和元年8月5日。提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田文男議員。

○議員（仮議席9番 塩田 文男君） 発議第3号築上町議会報編集委員会の設置に関する決議。議会広報は議会と住民を結ぶ連絡網の一環であり、議会の審議、活動状況など、広く住民にお知らせする重要な役割を担っています。この議会広報の活動を充実し、住民の皆さまにわかりやすく情報を提供できる仕組みを調査・研究し、それに携わる編集委員が十分に活動できるよう、編集委員を設置するものであります。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方いますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。反対意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。
これより発議第3号について、採決を行います。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。
よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。ただいま設置されました築上町議会報編集委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会報編集委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり、工藤久司議員、北代恵議員、吉原秀樹議員、池永巖議員、宗晶子

議員、池亀豊議員の決定を報告をいたします。

追加日程第10. 発議第4号

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第10、発議第4号築上町議会研修委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第4号築上町議会研修委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和元年8月5日。提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田文男議員。

○議員（**仮議席9番 塩田 文男君**） 発議第4号築上町議会研修委員会の設置に関する決議。議会議員の活動は住民の更なる生活向上を願うものであります。この研修委員会はこれら情報収集や先進事例を吸収し、築上町の発展に寄与するための研修を始め、議員の見聞を広めるとともに、近年の社会構造の変化に対応し得るまちづくりの構築を議員みずからが研究し、共通認識の中、住民生活の向上を目指すものであります。今回の委員会の設置にはこれからの事項を円滑に展開できる仕組みとして設置するものであります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございました。説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより発議第4号について、採決を行います。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました築上町議会研修委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。

よって、築上町議会研修委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり、北代恵議員、江本守議員、鞆野希昭議員、田原宗憲議員、塩田文男議員、丸山年弘議員を選任することに決定をいたしました。

追加日程第11. 発議第5号

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第11、発議第5号住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第5号住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和元年8月5日。提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田文男議員。

○議員（**仮議席9番 塩田 文男君**） 発議第5号住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議。築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2次築上町総合計画は町の将来を左右する重要な計画であり、町の各分野の施策に連携させて、総合的に取り組むことが重要であるため、産業の振興、地域経済の活性化、観光、定住促進など地方創生にかかわる総合的な対策について、調査をするため、委員会を設置するものである。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより発議第5号について、採決を行います。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されまし

た。

お諮りします。ただいま設置されました住みたいまちづくり特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。

よって、住みたいまちづくり特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり、北代恵議員、江本守議員、鞆野希昭議員、池亀豊議員、田原宗憲議員、塩田文男議員を選任することに決定をいたしました。

ここで、一旦休憩をします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、議事を再開します。

ここで報告します。各特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、御報告をいたします。

築上町議会対策特別委員の委員長に信田博見議員、副委員長に鞆野希昭議員。築上町議会議会報編集委員会の委員長に工藤久司議員、副委員長に北代恵議員。築上町議会研修委員会の委員長に北代恵委員、副委員長に塩田文男議員。住みたいまちづくり特別委員会の委員長に塩田文男議員、副委員長に池亀豊議員。

以上のとおり、互選されたことについての報告がありましたので、ここで報告をいたします。

追加日程第12、選挙第4号

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第12、選挙第4号京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

京築広域市町村圏事務組合議会議員に塩田文男議員、信田博見議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました塩田文男議員、信田博見議員を京築広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました塩田文男議員、信田博見議員が京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選をされました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第13. 選挙第5号

○議長（武道 修司君） 追加日程第13、選挙第5号京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

京築地区水道企業団議会議員に武道修司議員、池亀豊議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました武道修司議員、池亀豊議員を京築地区水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました武道修司議員、池亀豊議員が京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第14. 選挙第6号

○議長（武道 修司君） 追加日程第14、選挙第6号築上町自治会館等資産管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

築上町自治会館等資産管理組合議会議員に塩田文男議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました塩田文男議員を築上町自治会館等資産管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました塩田文男議員が築上町自治会館等資産管理組合議会議員に当選をされました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

お諮りします。追加日程第15、議案第64号専決処分について（令和元年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）から日程第17、議案第66号築上町監査委員の選任についてまでを会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第66号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

追加日程第15. 議案第64号

○議長（武道 修司君） 追加日程第15、議案第64号専決処分について（令和元年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第64号専決処分について令和元年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、令和元年7月19日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。令和元年8月5日提出。築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第64号は専決処分についての報告でございます。

本予算は繰越明許の設定を1件させていただきました。急を要し、議会を招集するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、7月19日付で専決処分いたしました。なお、中身といたしましては、道路新設改良事業、8款の土木費2項道路橋梁費の中の道路新設改良事業、これは町単独事業でございますが、日奈古54号線橋梁下部工の工事で、繰越の金額は7,300万円という金額でございます。繰越事由は、本工事は極楽寺川の河川内の工事であることから、非出水期（11月以降）の施行とせざるを得ないというようなことで、年度内の完了が見込めないために繰越の手続きをさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をしていただき、御採択をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（仮議席5番 宗 晶子君） 担当課よりもうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課神崎でございます。ただいまの御質問についてですが、これは日奈古54号線、今町長から話がありましたが、ジョイフルの工場ができております下日奈古地区でございます。場所といたしましては、今現在ジョイフルの工場に入っていく道がございますが、これが日奈古47号線でございます。これから約60メートルぐらい上流でございますが、そこに新設道路を今計画しているところでございます。これにかかります橋梁の下部工及び河川の護岸工事が主なものでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（仮議席5番 宗 晶子君） 河川の護岸工事というのは、やはりジョイフルさんが工場稼働の利便性の向上のためのもののでしょうか。それとも、災害復旧等が関係あるのでしょうか。御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 町長。

○町長（新川 久三君） 一応ジョイフルさんの進出に対して、現在の進入路は一応橋梁がありますが、これは重量が非常に大型の自動車が通れないというふうなことで今運搬については小型で運搬をしておりますが、この道路を開設すれば大型で搬出、それから搬入ができるというふうなことで、これは一応企業誘致をするときにこういうふうな形で改善をしますので、ぜひ進出をし

てくださいという形で現在事業を行っておると、こういう状況でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**仮議席5番 宗 晶子君**） よくわかりました。では、元から決まっていた工事ということで、調査の段階等でやっぱりもっと時間がかかるので繰越明許という形を取らざるを得なかったと思うんですけれども、年度内に終わらない理由があると思いますので、その理由の説明をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課神崎でございます。この場所は極楽寺川県営河川でございます。当然県の許可が必要となってまいります。河川の工事になりますと、非出水期、台風とか多く水が出る時期は外さないといけないということで、11月以降しか工事が取りかかれないということで、年度内が見込めなくなったということでございます。

○議長（**武道 修司君**） よろしいですか。はい、ほかに。ありませんね。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第64号について、採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第64号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は承認することに決定いたしました。

追加日程第16. 議案第65号

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第16、議案第65号築上町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第65号築上町公平委員会委員の選任について。築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和元年8月5日提出。築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第65号は築上町公平委員会委員の選任についてでございますが、本議案は築上町公平委員会委員井上高志氏が令和元年6月20日付で辞任の申し出がございまし

た。新たに築上町公平委員会委員として、末永隆氏を選任することについて、議会の同意を求めらるるものでございます。なお、末永隆氏は築城中学校教諭を最後に退職して現在自宅のほうで無職でおられるということでありましたが、私のほうから指名したら公平委員を引き受けていただけるということで、同意をいただいて、議会の同意をいただくものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 説明が終わりました。

ただいま説明がありましたように、築上町公平委員会委員の選任について、議会の同意を求めらるるものであります。

本件は人事案件です。会議規則第82条第1項の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思っております。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定によって、本日提案の議案第65号から議案第66号の立会人に仮議席8番、田原宗憲議員、仮議席9番、塩田文男議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。事務局、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（**武道 修司君**） 念のため、申し上げます。投票は無記名投票といたします。

選任人に同意をする方は同意に丸印を、不同意する方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

それでは、事務局、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、記入をしてください。記入が終わりましたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票漏れはありませんか。ここで、投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、同意13票、不同意ゼロ

口票です。

よって、議案第65号の公平委員会委員に末永隆氏を選任することについて同意とすることに決定をいたしました。

追加日程第17. 議案第66号

○議長（**武道 修司君**） 追加日程第17、議案第66号築上町監査委員の選任についてを議題といたします。

職員の朗読について、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第66号築上町監査委員の選任について。築上町監査委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第196条の規定により、議会の同意を求める。令和元年8月5日提出。築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第66号築上町監査委員の選任についてでございますが、本案は築上町監査委員丸山年弘氏が令和元年7月31日付をもって、任期満了となりました。新たに築上町監査委員として丸山年弘氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、丸山氏は23年9月5日から現在先月の7月31日まで地方監査委員をつとめていただいておりますが、引き続き監査委員として、よろしく願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） ただいま説明がありましたように、築上町監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。なお、丸山年弘議員は地方自治法第117条の除斥規定により、退席をしてください。

〔仮議席13番 丸山 年弘議員 退席〕

○議長（**武道 修司君**） 本件は人事案件です。会議規則第82条第1項の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

ただいまの出席議員は13名です。

それでは、立会人の方は投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（**武道 修司君**） 念のため、申し上げます。投票は無記名投票とします。選任に同意をする方は同意に丸印を。不同意する方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

それでは、事務局、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、投票用紙に記入して、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（武道 修司君） 投票漏れはありませんか。これで、投票を終わります。

〔開票〕

○議長（武道 修司君） それでは、開票を行います。立会人の方はお願いをいたします。塩田議員と田原議員。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、同意 11 票、不同意 1 票です。よって、議案第 66 号の監査委員に丸山年弘議員を選任することについては同意とすることに決定をいたしました。

議場の出入り口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○議長（武道 修司君） 丸山議員の着席をお願いをいたします。

〔仮議席 13 番 丸山 年弘議員 着席〕

追加日程第 18. 築上町議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（武道 修司君） 続いて、追加日程第 18、築上町運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員会委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付していますように、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

追加日程第 19. 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（武道 修司君） 追加日程第 19、築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員会委員長から会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付していますように閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいた

しました。

追加日程第20. 築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（武道 修司君） 追加日程第20、築上町議会特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各特別委員会から会議規則第75条の規定によりお手元に配付していますように閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

町長から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（新川 久三君） きょう1日の会期でございましたけれども、皆さん方には慎重審議、第1回目の議会というふうなことで、本当に長時間にわたりありがとうございました。おかげをもちまして、議案は全て可決をいただきましたので、今後また、あと6月に第2回定例会がございますので、「9月」と呼ぶ者あり）あ、9月、ごめんなさい、9月に第3回定例会がございますので、またそのうちよろしくお願ひ申し上げたい。また、新しく議員になられた皆さんにはいち早く議会活動に慣れていただくことをお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武道 修司君） これで、令和元年第2回築上町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員